

帯広市すこやかネット事業システム開発及び検証業務

公募型プロポーザル実施要領

1 実施理由

市民が健康に暮らせるまちづくりを推進するため、マイナンバーカードを活用し、予防接種・健診時期などを個人の属性に応じてテレビなどで提供できるワンストップポータルサービス「帯広市すこやかネット」を構築するにあたり、民間のノウハウを活かしたより専門的な見地からの事業者提案により、効率的なシステム構築と検証が期待できる。

2 業務等の概要

(1) 件名

帯広市すこやかネット事業システム開発および検証業務

(2) 目的

マイナンバーカードを活用し、子育てに関する情報を集約・テレビなどで提供できる機能や健康情報や母子健康手帳の情報を登録・管理する機能等により、市民が健康に暮らせるまちづくりを推進するため、帯広市すこやかネット事業の構築を目指している。

そのためのシステム開発とモニター世帯への端末の設置及び検証業務を委託する。

(3) 業務等の内容

本プロポーザルは、以下の2業務を行う事業者を選定するものである

ア クラウドシステムの開発業務

(ア) テレビなど複数の端末で利用可能なもの

(イ) 他のシステムとの認証機能の連携

イ システムの検証業務

(ア) モニター世帯への端末の設置

(イ) 安全性・利便性の検証

(4) 履行期間

平成29年6月1日から平成30年2月20日までとする。

(5) 委託上限額（消費税及び地方消費税を含む）

28,637,000円

3 担当部課

保健福祉部健康推進課

4 プロポーザル方式の形式

公募型

5 参加資格条件

参加資格は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 帯広市税（帯広市内に本支店等がある場合）及び消費税ならびに地方消費税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (4) 帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成6年12月1日制定）による、指定停止期間中でないこと。
- (5) 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29条）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。

6 公募要領の入手方法

帯広市ホームページからのダウンロード、または帯広市保健福祉センター2階健康推進課にて配付。

7 参加申込

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 帯広市税完納証明（帯広市内に本支店等がある場合）及び納税証明書。
（非課税法人については、その旨を記載する法人の長の文書を添付すること）
- ウ 過去3ヵ年の決算書類
- エ 事業者の業務概要がわかる資料

(2) 提出方法

帯広市保健福祉部健康推進課へ持参または郵送の上、提出する。

(3) 提出期限

平成29年4月20日（木） 17時（必着）

(4) 参加資格の有無の通知

参加資格については、有無に関わらず各参加者に通知する

8 提案書の内容及び作成要領

提案書作成要領（別紙）に従い、作成すること。

- (1) 本業務に対する考え方と支援内容について具体的に記載すること。
- (2) 本業務を担当するメンバーの氏名・保有資格・経歴等を記載した体制図を記載すること。
- (3) 本業務を担当するメンバーの業務受託実績のうち、本業務に類似している業務受託実績を記載すること。
- (4) 本業務の作業スケジュールを示した、作業項目分類（WBS）を記述すること。
事業の委託業務の詳細は、別紙仕様書のとおりとする。

9 提案書の提出方法等

(1) 提出期間 平成29年5月11日(木) 17時(必着)

(2) 提出書類

ア 企画提案書

様式は特に定めないが、作成要領に従い作成すること。

イ 経費見積書(様式2)

(3) 提出部数

9部(正本1部 副本8部) ※正本の様式1には代表者印を押印。

(4) 提出方法

帯広市保健福祉部健康推進課に企画提案書等を持参または郵送により提出。

10 説明会の開催

開催しない。

11 質疑・回答

(1) 受付期間 平成29年4月28日(金) 17時(必着)

(2) 提出方法

「質問票」(様式3)により、帯広市保健福祉部健康推進課宛てに電子メール又はFAXにより提出する。

(3) 回答

提出期間経過後、すみやかに回答する。なお、回答はすべての参加者に知らせ、その結果を帯広市のホームページに掲載するものとする。

12 審査方法等

(1) 契約候補者の選定

契約候補者の選定については、帯広市すこやかネット事業システム開発及び検証業務委託プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)が行う。(2)の選定基準により、提出された書類の実施結果を受けて、総合的に評価し、契約業者を選定する。

(2) 選定基準

審査項目	審査の視点
業務遂行能力(10%)	業務執行力の信頼性・安全性
業務執行技術力(10%)	業務の遂行に必要な知識・技術等があるか。
実施体制(10%)	業務の遂行に必要な担当者数・配置・構成となっているか。
業務の理解度及び提案内容(60%)	業務の実施方針の内容が的確か。(仕様書との整合性等)
	業務の手順・項目の設定など計画性のある内容となっているか。
	実施方法等は地域の実情を踏まえ実現性があるか。

経費積算額の妥当性 (10%)	業務経費の内訳が適切か
--------------------	-------------

(3) 審査結果の通知

審査結果は、(1)による契約候補者の選定後、速やかに参加者に文書で通知する。

1.3 ヒヤリングの実施

企画提案書を提出した者に対して、審査委員会において企画提案書のプレゼンテーションを実施する場合がある。日時等は別途通知するものとする。

1.4 スケジュール

時期	予定
4月7日	公募開始（～4/20 公募締め切り）、ホームページ掲載
4月21日	参加資格確認通知
4月28日	質問受付期限
5月11日	提案書提出
5月18日	プレゼン予定・受託者の特定 結果通知 5/19
5月26日	契約
6月1日	事業開始（事業完了～H30.2/20）

1.5 留意事項

業務の遂行にあたっては、市の計画と適合するよう配慮すること。

また、別紙入札心得書その他関係法令の規定を十分承知すること。

1.6 提案書の取り扱い

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

- ア 応募資格のない者が提出した場合
- イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 本募集要領に違反すると認められる場合
- キ 2以上の企画提案をした場合、または他者の代理をした場合
- ク その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ケ ア～クに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、審査委員会が失格であると認めた場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことができない。

(3) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替えもしくは再提出は認めない（誤字、脱字等の軽微なものを除く）。

(4) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(6) その他

ア 参加者は、企画提案書等の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものととする。

イ 提出された企画提案書等は、返却しない。

ウ 提出された企画提案書等は、帯広市情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。

1.7 契約に関する基本的事項

選定された委託候補者と具体的な事業内容を協議した上で、当該業務の仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により委託契約を締結する。